

# 社会教育と技術教育に関する一考察

— 東京都の場合を中心に —

夏 鵬 翔

## はじめに

戦後、日本の社会教育は公民館事業を中心に、地域振興や産業復興、失業救済等に取り組んでいたと言われているが、その職業教育の具体的な内容と言え、農業知識の学習や研究等が主で、働く労働者たちの本格的な職業技術教育とは直接に関わらなかったことが事実である。

しかしながら、戦後まもなく教育基本法（1947年）と社会教育法（1949年）が制定され、教育基本法では労働者の教育も社会教育に含まれていた。社会教育行政におけるその具体化は、学校開放による成人教育として成人学校で取り組まれていた。後、青年学級振興法（1953年）が制定され、社会教育分野における青年教育の事業に関して規定されていた。

労働者に対する社会教育の構想は、社会教育法制の形成期に、教育刷新委員会第13回建議「労働者に対する社会教育」と、労働省労政局長、文部省社会教育局長通達「労働者教育に関する労働省（労政局）・文部省（社会教育局）了解事項について」の中で論議になったことがある。

第13回建議（1948年2月）では、「労働者に対する社会教育としては、労働問題並びに労働関係諸法規に関する理解の促進と職業的知識及び技術的熟練の習得と、更に社会的・文化的教養を高め人格の陶冶を期する教育とを有機的に実施する」という概念が示され、社会教育概念の中に、「労働教育」、「職業教育」、「一般教育」を含むものとされていた。しかし、その構想が労働者教育の所管問題や、教育の各行政施策に対して改革提案の持つべき具体性が示されず、抽象的な概念にとどまっていると言われている。<sup>注1</sup>

「共同通達」(1948年7月)においては、労働者教育に関して、労働省は労働教育と職業訓練を、文部省は一般教養や職業教育等を受けもつことが規定され、労働省における労働教育行政の本格的展開と、文部省における労働者の一般教養への抽象化が示されている。それをきっかけに、社会教育行政における学校開放や労働者教育振興の構想が衰微され、施策的にも1950年代初頭に解体されることとなったのである。<sup>註2</sup>

東京都の場合は、戦後直後職業技術教育の実施が成人学校や青年学級において行なわれていた。また、初期の公民館活動の中には農業知識の学習が含まれていた。

成人学校は、1950年から都の事業として開設されるようになり、職業的な技術知識の教育に主眼を置いて実施され、青年に対する組織的な学習の提供も行なっていた。後、青年学級振興法が制定され、成人学校から青年学級が特立されるようになり、学校教育の補習という性格を持ちながら、勤労青年の特徴に合わせながら、その事業を進めていた。

東京都の青年学級の事業に関する議論と言えば、小林文人氏や浅野かおるの論文が挙げられる。両者はともに青年学級における技能者養成の実態について言及した。

小林文人氏は、八王子市教育委員会と織物協同組合の共催で開設された「織物専門成人学校」(後、織物青年学級となる)では、はじめに男子は織物技術を、女子は一般教養を主に学習していたが、その後女子部だけとなり、一般教養とクラブ活動が中心になったことを調べながら、織物協同組合の事業報告の中に出てきた「八王子市織物技能者共同養成所」の実態を触れようとしたが、結局、「技能者養成所」の事業内容が織物青年学級そのもので、技能者養成の機能や実績については特に高い水準のものではなかったことを判明したのである。<sup>註3</sup>

浅野かおるは、1950年代から60年代にかけて、共同技能者養成と結びついた青年学級の事例を挙げて、都教育委員会(以下都教委と略す)の構想した、共同技能者養成と青年学級を組み合わせる形態で、実技は技能者養成規定に基づ

いて行ない、一般教養やクラブ活動は青年学級として行なうという役割分担と協力によって教育の目的を達する方針について考察した。その結果、そのような青年学級が50年代後半に一定の広まりをもって表われたことは確かであるが、都教委の構想したように、うまく教育の役割を分担できたのか、或いは技能者養成の代替機能を果たしたのかについては、明確の結論が出なかったようである。<sup>註4</sup>

本稿は、それらの先行研究の延長線に立ち、青年学級だけではなく、都の成人学校の事業も踏まえながら、戦後直後社会教育における技術教育の役割を考察したい。

## 一. 戦後社会教育の振興及び東京都の成人学校の実態

### 1. 公民館の事業内容と成人学校開設の目的

戦後直後、戦場から戻ってきた復員兵、旧植民地からの引揚者、それに貧困のための失業者等が急増し、日本の社会は激しい不安定の事情が起き、社会教育の振興が問題になったのである。そのため、経済振興と国土復興に必要な新しい民主的社会関係や人間関係をつくり、職業人としての知識技術、社会人としての文化教養が必要となり、国民の再教育が強くせまられた。社会教育の中心施設とされる公民館の設置普及、成人学校の誕生はこのような背景があったのである。

そのような社会事情のもとで、初期公民館事業の展開過程においては、地域社会の経済振興と生活改善との結びつきが要求されていた。そのため、多くの公民館では定期講座や社会学級の型で職業教育が行なわれていた。例えば、第一回優良公民館として表彰された石川県鳳至郡大屋村公民館では、農業研究会を中心に定期的に大小麦や甘藷の品種改良等農事研究会と、村民を対象に農業技術講習会の他に、農機具修理工場と農業科学室を経営し、農機具の修理と農作物の病虫害の防除法、肥料、土壌等の実験機会を提供していた。また、第六回優良公民館として表彰された静岡県三ヶ日町公民館は、地域産業に対する調査と研究に基づいて事業の内容を決め、みかんの増産、豊表生産の機械化等農業経営の合理化を促進するための産業講座を開設し、多数の学級生と聴講生を

迎えた。そして、生産と直結した公民館として『公民館月報』で紹介された鹿児島県末吉町公民館は、産業振興と生活改善を目標に、昭和27年に立てた「産業五カ年計画具体案」において、農作物競作会、蔬菜品評会、農家座談会、農業講座等の開催を通して、農業の向上と生活の改善に主眼が置かれていた。

戦後直後、社会教育分野における職業教育についての議論はいくつかなされていた。

近藤春文「公民館と職業教育」：進歩している民主社会の中で、職業教育は、単に技能・技術の教育だけではなく、それを通して対人関係や人間形成への道を発見することでもある。職業教育のこのような新しい意義に基づき、公民館での職業教育は、地域社会の生産性の実用に適応するうえ、生活技術にも取り込んで、公民館を中心に個人・家庭・グループ・団体などさまざまな活動を通して住民たちの自己教育と相互教育の実現が重要である。<sup>#5</sup>

岡本正平「産業振興と公民館」：社会教育施設としての公民館は、成人や青少年ばかりでなく全社会人を対象とすべきで、事業内容もその地域の社会機能全体に及ばねばならない。つまり、公民館での職業教育は、生活の基盤である地域社会の産業、経済の振興を目指すことを原点とし、単に技術の習得だけではなく、地域社会の産業構造に対する理解と探究することも重要である。<sup>#6</sup>

斎藤 峻「成人職業教育の必要性について」：民主社会では、個人の必要は総合されて地域社会の必要となり、更に国家社会の必要となる。個人は自らその必要を満たそうと努力し、地域、国家機関は社会的必要を課題にその充足解決を図るだろう。そういう総合的努力こそ、社会の平和と進歩、個人の発達と向上に満足をもたらすものである。

そのような成人職業教育の必要性を考えると、社会教育の中核に職業教育が置かれ、成人学校・青年学級・公民館その他の施設におけるすべての教育活動、あらゆる社会教育人間形成の機能が、職業教育を中心とした果たされなければならない。<sup>#7</sup>

『社会教育における職業教育』：日本の当面している「生活の民主化」、「地域社会の振興」等の社会事情のもとで、社会教育の内容が(1)知識・教養を高める(2)生産・生活技術を高める(3)厚生・娯楽を図るという三つに大別することが

できるが、そのうち、生産・生活技術を高めることは根本的なものとなるべきである。ここでの職業教育は、受け身としての「働き」ではなく、国民自ら郷土の生産を考え、その生産手段の科学性の追求し、求めて働き学ぶという人間育成の追求が重要である。公民館の職業教育活動は、このように地域の経済復興と生活安定等に面して、職業教育及び産業に対する科学技術の指導や産業に関する諸計画との密接な結びつきが重要である。<sup>註8</sup>

以上の論点をまとめてみると、まず、(1)地域社会の経済復興と生活改善に取り組む、民主主義日本を建設するために、社会教育の中に職業教育の実施が必要不可欠なこと、その上、(2)民主主義社会の形成過程において、職業教育の、技能・技術の習得だけではなく、それを通じて文化教養の向上や人間形成にも関係するという新しい意義が認識されるようになったこと、したがって、(3)社会教育の中で、特にその施設となる公民館において、職業教育を中心にさまざまな型の活動を通して住民たちの自己教育と相互教育の実現が重要である、ということが分かる。

一方、公民館事業とかさなりながら、成人学校の設置も1950年代初頭からその動きが出てきたのである。

成人学校は、学校教育法第八十五条、社会教育法第六章等の規定に基づき、学校施設を利用する社会教育における組織的教育形態である。中学校を出た後、いろいろな原因で高校へ行けなかった青少年を含めた一般成人や社会人を対象に、その人々の必要と要求に応じて多種多様な学習目的を達成することを目標に開設されていた。

成人学校の事業の中で、職業をもつ社会人のために、その職業に役立つような職業技術教育を重点の一つとされていた。1951年1月、文部省及び関東民事部の勧奨によって神奈川県立公民館において第一回関東地区成人学校研究協議会が開催されたが、その報告書の中で「職業をもつ社会人が、わずかの余暇をさいて学びたいと思っているものは、自己の職業に役立ち、趣味をゆたかにして、教養をたかめるための、系統的な、身に付く勉強である。こうした要求に応ずるため、成人学校は始められた」と、成人学校における職業教育の重要性が説かれていた。

## 2. 東京都の成人学校の概況

東京都の成人教育は、1946年から社会学級等の名称で、一般社会人を対象にその文化的教養、職業技術、民主的人間関係等に関して再教育するために実施されていた。1950年10月、成人学校は六ヶ所（文京、杉並、港、青梅、足立、世田谷）に開設され、33科目を開講し、1,056人の修了者を出した。1951年、成人学校の規模が拡大され、都立成人学校3校（都立工芸高等学校、都立第二商業高等学校、都立京橋化工工業高等学校）、都区共催5校、区市町村立27校開設され、科目数369科目、21,120の成人が学んでいた。科目の編成基準が職業関係6、その他4の割合とされ、職業技術知識の教育に主眼が置かれていた。

都立工芸高等学校の1951年度の教科内容を見てみよう。<sup>注9</sup>

1951年6月4日より8週間

### 職業方面

1. 写真印画の手ほどき
2. 製図の初歩及び写図
3. 簿記入門
4. 趣味の金属工芸
5. 蝋型鋳物
6. 意匠図案
7. 広告図案
8. 学校従業員科

### 教養・生活方面

1. 英米文学入門
2. 英会話2
3. 成人教授法
4. 油絵のデッサン

1951年8月13日より6週間

### 職業方面

1. 住居と家具の製図
2. 意匠図案
3. 趣味の金属工芸
4. 謄写印刷の技術
5. 簿記

### 教養・生活方面

1. 英会話2
2. 時事問題研究
3. 日常の法律知識
4. 婦人問題研究
5. 油絵とデッサン
6. 洋裁のデザイン製図

1951年10月8日より6週間

職業方面

1. 商業美術
2. 速記
3. 美術謄写
4. 機械製図
5. 木彫と塗装
6. 簿記

教養・生活方面

1. デッサン
2. 編物
3. 家庭電気器具

一講座につき、一回2時間（午後6時～8時）、週二回を六週間にわたって行なう。各科目毎に精勤者に対して修了証書を与えるという仕組みになっている。

職業方面の科目がたくさん取り入れられ、そこで、十代から七十代まで、内職を求める主婦や花嫁修業のための娘さん、アルバイトのための学生さんなど幅広い人々が学んでいた。

どうして職業関係が科目の六割を占めているかということ、都が1951年4月に行なっていた「成人教育の必要に関する調査」によれば、成人の学習については、男子にとって職業科、女子にとって生活科がそれぞれ要求され終戦後過去の六年間に現実に学ばれていたことが分かる。そのため、都としては、成人たちの要望と現実に即応して成人学校開設の場を職業高等学校とし、科目開設についても職業科目を多く配置するように努力したのである。

1951年度の計画は都で企画するものはモデルスクールの性格を出し、各区市町村で自主的に開設するように要望した。1953年度からは、区市町村教育委員会での開設を促す助成方法として、1区あたり20万円、1市あたり10万円の助成金が出されていた。1961年には、文部省の委嘱を受けて三鷹市社会教育学校が開設されたのをきっかけに、東京都の成人学校は全区市町村に普及し、開設科目は413にも及んでいた。そこで、都教委開設の実験成人学校は1962年度をもって12年間の歴史を閉じることになったのである。

1966年になると、成人学校・成人講座の開設が36区市にわたり、その開設主旨が「とくに日常生活に役立つ教養・知識の向上をはかるとともに、生活技術・

職業技術を習得する」の組合せが一番多かった。しかし、その科目開設の実態を見てみると、職業技術の習得については、施設・設備をとまなわないため、その内容が簡単な生活技術（料理，和裁，洋裁，編物，家庭医学，美容と健康等）に比重がかかっていることが分かる。それに比べて、初期の成人学校は職業技術方面の科目が多かった。

### 3. 豊島区成人職業学校の事例

豊島区成人職業学校は、豊島区役所と都教育委員会，池袋公共職業安定所及び豊島労政事務所との共催で1951年6月に開設された。当校は、職業技術を授けることを目的とし、職業を得ようとする人，技術を磨いて職場の地位を確保しようとする人，また職業人として教養を高めようとする人々を対象に募集した。

科目については、一期で二つのコースに分けていた。

Aコース：（雑司谷中学校内）

珠算中級，簿記の手引き，洋裁の知識，ラジオ基礎知識と修理法，商業英語

Bコース：（真和中学校内）

家庭電気器具の修理，簡易製図，珠算初級，謄写印刷，商品知識と接客法  
二期では，西巣鴨中学校を加えて三か所となり，科目も意匠図案，自動車修理と運転，酸素溶接，家庭染色等が入れられた。そして，自動車修理，自動車運転と酸素溶接はそれぞれ実習場が別に設けられた。

授業時間は，第2期生募集要項によると，普通の科目は1科目30時間，1日2時間で，「ラジオ科」，「酸素溶接科」，「家庭染色科」は1日3時間とされた。

「自動車運転科」は、『成人学校の手引き』1952年版の記録を見ると，警視庁の運転士試験に合格するのに必要な10日間の学科と実習を課していたが，品川区にある都の職業補導所では，自動車の分解修理仕立てのようなものが全日制六カ月の期間と時間数を費やしていた。そのため，そこを出た人は，一人前の自動車分解修理仕立工・熟練工として通用するような人になれたのである。

ちなみに，期間と時間数について見ると，関東地区の成人学校では，年間3

期ないし4期、1期6週間ないし8週間で、最低24時間最高32時間程度とされ、都の成人学校でも男女ともに三か月以上の長期にわたって学習していたことが分かる。

しかしながら、職業の種類により、その習得期間がそれぞれ違うはずである。それで、職業課程を決める場合は、その職業に必要な知識や技術を修得し役立つように教育をするには、どのぐらいの期間が必要かは精密な職業分析、作業分析に基づいた時間数を割り出される必要がある。つまり、学習内容や男女等の違いを無視にして一律に決めるより、もっと科目の性質に応じて科学的な時間編成の試みが必要だと言われている。<sup>註10</sup>

その他、独立の施設を持たず、整った設備をとまわらないため、学校の運営が順調に行けなかったり、職業技術教育の目標が達成できなかった等の指摘もあった。

## 二. 青年学級の開設

### 1. 青年学級法制化の意義

戦後、農村地域を中心に勤労青年たちの自発的な学習活動の展開をきっかけに誕生した青年学級は、1949年社会教育法の制定と公民館の整備にともない、全国的な規模で開設され、学級数と学級生数がそれぞれ4,540学級と844,462人となり、1952年には13,628学級と892,087人に急増したのである。<sup>註11</sup>

当時、勤労青年教育のための制度として学校教育分野での定時制高校と通信制高校とがあった。しかしながら、毎年度約170万人の中学校卒業生は、その約半分が経済上等の理由で高校に進学できず、勉強したいという意欲を持ちながら、ただちに就職あるいは家事労働等に従事しなければならない状態であった。そのため、社会教育分野においても勤労青年教育のための制度を確立する必要が認識されるようになり、1950年から青年学級法制化の動きが出て、1953年に青年学級振興法が制定されたのである。

青年学級振興法は、日本国憲法・教育基本法及び社会教育法の精神に則り、青年学級制度を確立し、経費や設備が不足のため進みが困難な状態にある青年学級に法的根拠を与え、国庫より補助金を支給することによって勤労青年のた

めに教育の機会均等を保障し、青年学級を振興することをねらいとする。学校教育と違って勤労青年の自主性を尊重しながら、青年たちの実際生活と彼らの生活している地域社会に根差してその実情に即応して開設し運営することが特徴となっている。

1955年には、青年学級は全市（区）町村数4,833のうち、4,049市（区）町村において開設されており、83.8%を占めている。学級数176,060学級で学級生数1,091,734名を達し、1市（区）町村あたり4.8学級が開設されていることとなっていた。事業の実施機関は公民館が主で、開設場所は小学校（36.3%）及び公民館が多く利用されていた。学習内容としては青年の実生活と関連の深い課題を中心に上げることが多く、それを分類すれば、職業及び家事に関する課程が重点に置かれているが、学級として見ると、職業・家事・一般教養をあわせて行なう総合的な課程をもつものが56.6%を占め、過半数を超えた。その中で、特に職業においては農業に関する配当時間数が約70%を示し、当時の青年学級が農村地域において活発だったことを物語っている。<sup>注12</sup>

## 2. 東京都の青年学級

東京都の青年学級は、その本格的な事業開始がされるまでは、青年会と社会教育行政との共催で青年講座の型で行なわれていた。また、青年に対する組織的な学習の提供は成人学校の中で行なわれていた。後、青年学級法制化の動きにしたがい、成人学校から特立されるようになり、まず研究青年学級として三多摩に一学級、区内に四学級（江東、大田、荒川、江戸川いずれも職場学級）が開設され、実験的に運営されていた。

この時から、都教委は青年学級の普及と奨励に力をいれるようになり、「青年団体幹部講習会」等を利用して青年学級に関する説明を行っていた。1953年8月、青年学級振興法の施行にともない、区市町村において積極的に青年学級を設置し、その結果、その年区市町村における青年学級の数が前年の11学級より一挙に155学級に増えた。翌年の1954年には214学級となり、1955年には237学級に達して最高記録を飾り、学級生も1953年の8,400人より増えていった。<sup>注13</sup>

1954年3月、都教委は青年学級の定義、目的及びその開設の指針について規

定し、「義務教育を終えた後、いろいろの原因で高校進学できなかった勤労青年を対象として、職業・家事・一般教養に関して地域の実情と青年の實際生活に即応する学習を行なわしめる社会教育の一環としての組織的計画的な事業で、働く青年たち自らが問題を発見し、共同学習によって問題を解決していくということを基本に、近代的な地域と科学的な生産技術と豊かな人間的教養をもつ勤労青年を育成すること」を目標としたのである。<sup>註14</sup>

この指針に基づき、青年たちの自主性を尊重しその特徴に適應するような職場学級（岡本ゴム青年学級）、地域の生産活動と結びつく青年学級（八王子市織物青年学級）、同業者組合による青年学級（荒川区既製服工業協同組合職業訓練所）、技能者養成と結びついた青年学級（渋谷区初台青年学級）等さまざまな形の青年学級が開設されたのである。

### 3. 荒川区の青年学級の実態

荒川区の青年学級は、1953年4月大和毛織株式会社に文部省指定の青年学級が開設されたのをきっかけに、その整備と拡大を遂げた。

大和毛織青年学級は職場の勤労青年を対象としたもので、勤労青年としての教養を高めるとともに、現場人としての技術向上を目標としていた。運営は自発的活動を重視し、自己教育への方法をとるように、自発活動や研究討議を中心として課程をすすめる、講師は指導と助言をなすようにしていた。学級生は50人程度で、女性が多かった。学習内容は、一般常識に関する近代エチケット、政治・経済・社会及び労働問題等、それに技術に関する紡績、羊毛の化学的処理、毛糸の性質等があった。技術科目については、大学や研究所、工場の専門家の講義と実地指導が行なわれた。<sup>註15</sup>

その後、青年学級振興法の実施にしたがい、行政によって青年学級の開設が行なわれ、荒川区第一青年学級と第二青年学級が設置される。二学級ともに、学級生が50人程度で、学習内容が一般教養、職業科、生活科の三領域に分かれ、「物の見方・考え方」、「生活と法律」、「簿記」、「珠算」及び「編物」等が編成された。学習活動は学級生の自治活動を中心に、週3回、毎回2時間程度で、青年学級主事が助言を与えていた。

1954年度からは、第一学級に96人、第二学級に62人が在籍し、年齢は16～25が多かった。学歴では、新制中卒程度が59%、新制高卒程度が37%で、職業別では、初歩的熟練労働者が多数であった。学習内容は「科学の話」、「マスコミと青年」、「生活と法律」、「珠算」、「料理」等があり、学級生は常に40人程度で、小集団学習が展開されていた。また、クラブ活動としては、演劇、コーラス、バス旅行、キャンパス等が行なわれていた。

学習には視聴覚教材の利用が特色となり、年々の学級経営は「視聴覚教材利用による学習」の研究でもあった。その実績を追求してみると、次のようである。

1955年6月、都研究指定学級決定、当時において視聴覚教材利用唯一の学級

1955年8月、研究発表「勤労青年と視聴覚教育」

1956年3月、研究報告「視聴覚教材による青年学級の運営」（都研究指定学級実践報告）

1957年3月、青年学級における映画等視聴覚教材の利用と効果に関するスライド製作、翌年1月、全国視聴覚教育研究大会の青年学級部会に上映

1958年9月、研究発表「青年学級における視聴覚教材の適切なる利用」（『教育じほう』第117号に掲載）

1959年6月、研究発表「青年学級における集団視聴」（『教育じほう』138号に掲載）

1959年10月、日本映画教育協会より「1959年度視聴覚教育奨励賞」を受く

1960年10月、研究発表「青年学級における視聴覚教材の利用」（全国視聴覚教育連盟主催、全日本視聴覚教育研究大会にて）等

視聴覚教育の目的は、教育の「縦の伝達」という概念を「横の伝達」に変えることによって、旧来の学習方法の欠陥を反省し、伝達の現代的意義を考えさせ、青年たちの自主性の確立と思想の発展を図ることにある。その実績は、当時において特別なものとなり、都下に名を馳せたのである。<sup>注16</sup>

文部省指定と地方公共団体による青年学級の他に、企業体や同業組合が開設した青年学級が存在していた。「熊野前商店街青年部店員講座」、「荒川区既製

服工業協同組合職業訓練所」,「東京都建築業連合会大工建築第一訓練所」がそれである。

熊野前商店街青年部店員講座は、熊野前商店街協同組合員の店舗に従事する30才以下の男女従業員及び店主二世で組織され、1955年に始められた。組織運営は青年部によってなされ、委員は店主二世より従業員から選出されていた。青年部には、野球部、図書部、研修部、音楽部、登山部等があった。青年部は、はじめは組合の指導を受けていたが、その後、青年自分たちで自主的に運営し、そして組合から依頼された事業にも進んで協力するようになったのである。<sup>注17</sup>

荒川区既製服工業協同組合職業訓練所は、1954年8月荒川区、足立区の既製服同業者組合がそれぞれの店に働く店員の教育を行なうために、荒川区商工課の協力を得て開設された。

労働基準監督局の指導を受けて3カ年の教育課程がたてられ、第1年度に100名近くの店員が、月3回講座に出ていた。学習内容は一般教育（経済、物理化学、英語、数学、簿記）と技術科目（洋服概論、服装史、製図、服装美学、実技指導）に分かれ、学習には映画を利用して理解を確実に、能率的な学習ができるように留意していた。問題としては一般教養と技術科目の時間数がほぼ同じなので、一般教養のまとまりが難しかったようである。後、職業訓練法の制定にしたがって、名称通りの荒川区既製服工業協同組合職業訓練所となった。<sup>注18</sup>

東京都建築業連合会大工建築第一訓練所は、戦後建築業の応急と大工技能者養成の必要に基づき、東京都建築業組合連合会の主催で、1959年9月に第一建築大工共同技能訓練所として開講された。

職業訓練法に基づき、教育課程が3ヶ年、週3回の夜間訓練が実施されていた。教科的には社会、数学、英語等一般教養と法規、設計、建築法、製図、規矩学等専門技術が組まれていた。しかし、夜間訓練の場合は訓練生が遅刻、欠席が多く訓練効果があまり上げられなかった。1967年度から昼間訓練に移行した後、多くの応募者を迎えられて集合実習も実施されるようになり、予想以上の効果を上げられた。

後、職業訓練法の関係規定の動きにともない、共同職業訓練所、認定職業訓

練団体、建築技能高等職業訓練校へと次々と名称を変え、大工技能者の養成訓練に力を入れていた。1984年の訓練課程を見ると、2年度併せて一般教養の社会科が48時間に対して、専門技術の設計製図、施工法工作法、機械電気、建築構造等が576時間設置され、それに集合実技が144時間設置された。修了合格者には各種の資格を授与し、技能五輪全国大会にしばしば選手を送り出していた。<sup>注19</sup>

このように、荒川区は同じ区内でありながら、いくつか性格の違う学級を持っていた。また、同じ職域学級でも、一般教養と趣味を主としたものと、一般教養と専門技術を同時に進行していたものと、技能養成に重点を置いたものとそれぞれタイプが異なっていた。特に、東京都建築業連合会大工建築第一訓練所の場合は、発足当時から職業訓練法に基づいて開設されたことは、東京都の青年学級の中でも特例となるだろう。

どうして建築技能訓練所の事業を青年学級の事業範囲に入れたと言うと、ある関係者の話によると、社会科等一般教養のものが少し取り入れたのがもちろん技能者の人格、教養を高める意図があったが、運営に必要な文部省からの補助金をもらうためということもあったそうだ。そこで、私は、建築技能訓練所が青年学級振興法に基づく青年学級というより、職業訓練法に基づく技能訓練所と言った方が正確かもしれないと思っている。

### 三. 効果と問題点

まず、成人学校についてである。

成人教育の中では、成人の職業人たる性質を考えると、職業教育の実施が極めて重要であろう。そのため、成人学校は職業訓練施設がまだ十分に整っていなかった戦後直後に、成人の職業教育の拡充を工夫しながら運営したことが非常に有意義なことだと言える。例えば、前の豊島区成人職業学校では、職業人の生活確保のために機械技術から公務員の基礎知識等幅広い科目を設置したうえで、修了生に修了書を授与し、就職希望の者には職業安定所において求職票に技術習得事項を記載し、その人たちに就職の便宜を提供するように努めていた。

また、初期の成人学校では、職業に関する科目の中に珠算、簿記といった商業関係のものが多く取り入れられたことは、当時の産業の必要に応え、商業に従事する人々の職業に役立つ積極的な一面があった。1947年に規定された技能者養成規定の中で特定された技能者の種類を見ると、商業に関するものがほとんど含まれていなかった。当時の技能者養成所において行なわれなかった商業に関する技術の科目を、成人学校がかわりに取り入れたことは評価されるべきだと思う。

問題点としては、職業課程の編成における学習期間と時間数の設定の不足、独立の施設を持たないことはすでに述べた。その他、『東京都の教育』（1963年版）によると、成人学校は、1950年発足してから12年たった1962年時点では、社会、経済の一応の安定によって活動内容が一般教養や生活をより豊かにするためのものが多く望まれるようになったため、「日本の思想家達」、「日本庶民生活史」、「世界の名曲」、「大都市の科学」等教養や地域生活と関連するものをたくさん取り入れるようになった。言うまでもなく、十何年後の成人学校の学習目標と内容の変容は都民をとりまく社会環境の変化を表わしている。

次は青年学級についてである。

青年学級は、戦後直後働く青少年たちに学習の場を提供し、彼らの「教育を受ける権利」（日本国憲法第二十六条）や「勤労の権利」（同第二十七条）の保障に果たした役割が大きいものがある。

当時東京都の勤労青少年の数は約144万人と推測され、そのうち、定時制高校、通信高校、職業訓練所等の教育機関にかよっている者、また地域や職場のグループ・サークル活動に参加している者が極くわずかで、多くの勤労青少年が学習機会が求められなかった。青年学級は開設されてから学級数がだんだんと増え、最盛期の1955年には237学級を設け、多くの学級生を迎えた。<sup>注20</sup>

学級数は1955年までは急速な勢いで開設されたが、1960年頃は横ばい状況となり、以降は激減していた。その原因としては、①進学率の上昇による学級生の減少、②地域変化による青年の流動が激しくて定期学級が振るわなくなった、③教育内容が青年の希望と社会の要請に即した魅力あるものになっていない<sup>注21</sup>等と指摘されているが、私は特に③に対して同感である。つまり、青年学級で

の職業技術教育というものが職業に関する知識の学習にとどまり、学級生が学級を出た後、社会に認めてもらおうための資格や特典が与えられなかったことは原因の一つではないかと思っている。

かつて、渋谷直蔵は青年学級について、青年学級で行なわれている「実際生活に必要な職業に関する知識及び技能の習得」は職業訓練に類似しているが、その対象が労働者に限らず自営業・家事・労働に従事する者をも含む一般勤労青年である点においては、職業訓練法でいう職業訓練とは異なっている。教育内容についても、職業訓練が生産現場に直結した技能の訓練を主とするのに対して、青年学級がより一般的教養的なものが多かった<sup>注22</sup>と言ったことがある。それで、東京都の青年学級の開設当初の事業について調査を行なった。その結果、各市区が当地域の歴史や産業の特徴によってそれぞれ違うタイプの青年学級を開設したことが分かった。例えば、町田市では、農業従事の青年が多かったので、農業経営・農業簿記等農業関係の知識を各学級が取り入れた。<sup>注23</sup> 墨田区では、中小企業の多い地区なので、商工青年教室が開設され、簿記、珠算、販売、商店経営等実務科が組まれていた。<sup>注24</sup> 三鷹市では、青年たちの職業や家事に関する知識を学びたいという希望に基づき、勤労青年学級と年少青年学級が開設された。後、「三鷹市青年実務学校条例及び同規則」の制定と共に、勤労青少年教室が開かれ、機械、商業、電気工科等が編成された。<sup>注25</sup> 渋谷区初台青年学級の場合は、青年学級振興法の施行にしたがい、区の主催により開設され、教養講座やレクリエーション活動が行なわれていたが、1958年職業訓練法成立後は、同年4月に開校された東京建築高等職業校と連携し職業訓練が行なわれ、修了生には修了書、また修了時実施の資格試験合格者には都知事の合格書が授与されたことが特筆にあたる。<sup>注26</sup>

しかしながら、全体的に見ると、大半の市区では勤労青年のための学級を開設したことは確かであるが、学習内容は生産技術と直接に関係するものより、一般教養やクラブ活動の方が活発のようだ。これは青年学級の「実際生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能」の学習と「一般教養」の向上という多目的性格、或いは特徴の表わしだろうか。はじめに挙げた小林文人氏と浅野かおるの論文においても青年学級における技能者訓練の限界を示されていた。

一方、同じ時期に東京都の労働局や公共職業補導所によって設置された職業補導所や企業内技能者養成所の事業内容を調べてみると、それが労働者の生産技術に密接に関わったことが分かる。

例えば、東京都立鮫洲／王子技術工養成所条例は、1948年10月東京都議会の議決によって「技術工に必要な知識、技能を授け併せて専門的実習を行ない、直ちに生産部門に役立つ技術工を養成することを目的とする」<sup>注27</sup>と決められた。

また、東京都職業補導所の1950年代初期の処務規定を調べると、職業補導課が設けられたばかりでなく、職業補導に欠かせない技師が置かれ、その指導と調査研究等も進められていたことが分かる。<sup>注28</sup>

NEC（日本電気株式会社）の場合は、1956年労働基準法に基づいて技能者養成所を開設し、毎年新規採用の中卒者の中から40名を養成工として3年間の教育を行なった。そのねらいは、電子機器の製造にとって大切な工具工を養成することであった。養成工は3年間の機械加工や仕上げについて厳しい訓練を受けた後、事業所の工具課に配属された。技能者養成所は養成工にとって中堅技能者になる登竜門であり、会社にとっては産業人としての自覚と厳しい躰を受けた新しいタイプの現場指導員の養成機関となった。<sup>注29</sup>

### 終わりに：

ここでは、成人学校、青年学級と技能者養成所における職業技術教育の相違点をまとめてみたい。

#### 1. 法的根拠：

学校教育法と社会教育法に基づいて開設された成人学校は、成人の「一般的教養」と「専門的学術知識」（社会教育法第四十八条）を高めるための講座で、職業技術訓練の専門の場とはなっていない。

青年学級は、青年学級振興法に基づいて「実際生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能」（第二条）の学習と「一般教養」（同第二条）の向上という多目的性格を持っている。

それに対して、労働基準法においては「技能者養成」（第六章）が設置され、近代産業の必要とする熟練技能者を組織的な職業訓練によって養成するねらい

を示されている。

職業安定法では「職業補導」(第四章)が設けられ、職業補導を通して合理的な労働力需給調整と公共職業訓練の発展を期していた。

また、1958年に制定された職業訓練法では、労働者に「必要な技能を習得させ、および向上させるために、職業訓練及び技能検定を行なうことにより、工業その他の産業に必要な技能労働者を養成」(第一条)することを目的とされ、職業訓練と技能検定という二本足の枠が立てられていた。

## 2. 施設の整備：

成人学校と青年学級の場合は、職業技術教育にあたって独立な施設をもたないのが普通であった。前出の豊島区成人職業学校や職場青年学級では、個別の科目について実験場を持っている場合もあったが、全体的に施設・設備が貧弱で、専門の指導員が配置されていないのが一般的であった。

それに対して、技能者養成所は独立の施設を持っているし、技術教育に必要な専門家、技師等が置かれていた。

## 3. 技能者の位置づけ：

成人学校や青年学級では、技能者養成の目的と目標があいまいである。例えば、前出の荒川区大和毛織株式会社青年学級の場合は、「勤労青年としての教養を高めるとともに、現場人としての技術向上を目指す」と掲げたが、具体的にどの種の技能者を養成し、またどのような職に役割を果たさせたいかについては明確な指標が出なかった。

それに対して、技能者養成所では、技術革新の進展にともなって訓練内容を決め、その時代的要求に応じていた。先のNEC技能者養成所は、成立当初電子機器の製造にとってもっとも大切な工具工を養成することを目標に教育訓練を行ない、そこを出た人々が工具課に配置されていた。

このように考えてみると、成人学校と青年学級は1950年代に、一般社会人と勤労青年の「教育を受ける権利」と「勤労の権利」の保障に積極的な役割を果たす可能性があった、その上、さまざまな問題点を抱えながらも戦後社会教育事において職業技術教育の雛形を形成したと言える。しかしながら、その事業内容について見ると、あるいは発足当初から生産技術に関係するものが欠けて

いる、或いは途中から技術教育が消えるというケースがほとんどであった。同じ時期の訓練所や養成所等の運営目標、学科内容に対照すると、成人学校と青年学級における職業技術教育が本格的なものではないように思われる。

注：

1. 小野征夫・依田有弘「戦後社会教育草創期における労働者教育構想の意義」『日本社会教育学会紀要』(14) 1978年6月 P 3～4
2. 同上 P 6～7
3. 小林文人「八王子市の織物青年学級・織物学校」東京都立多摩社会教育会館編集・発行『戦後三多摩における社会教育のあゆみⅦ』 1994年9月
4. 浅野かおる「共同技能者養成と結びついた青年学級の展開」『日本産業教育学研究』(25-1) 1995年1月
5. 近藤春文「公民館と職業教育」『公民館月報』(37) 1951年9月
6. 岡本正平「産業と公民館」『公民館月報』(46) 1952年7月
7. 斎藤 峻「成人職業教育の必要性について」教育大学社会教育研究室編『社会教育研究』 大蔵省印刷局 1952年10月
8. 国立国会図書館『社会教育における職業教育』 1954年11月
9. 東京都立工芸高等学校同窓会・「建地工芸会」記念誌編集委員会『工芸高校80年史』 1987年9月 P169
10. 東京都教育庁社会教育課『成人学校の手引』 1952年 P12
11. 田中 彰著『青年学級振興法－開設とその運営』 学陽書房 1953年 P27
12. 文部省社会教育局『青年学級資料』 1956年 P1
13. 東京都青年学級振興協議会『東京都における青年学級のあゆみ』 1968年 P2
14. 同上 P4～7
15. 荒川区教育委員会『荒川区教育史(資料編Ⅲ)』 1996年3月 P458～460
16. 荒川区教育委員会『あらかわの社会教育』(1) 1960年 P18～21
17. 荒川区教育委員会『荒川区教育史(通史編)』 1996年3月 P403
18. 前掲『あらかわの社会教育』(1) P22
19. 東京中小建築業協会『東京中小建築業協会の歩み』 1985年 P139～146
20. 東京都教育委員会『東京都の教育』 1956年版 P165
21. 全国青年学級振興協議会『青年学級のあゆみと展望』 大蔵省印刷局 1964年 P60～62
22. 渋谷直蔵著『職業訓練法解説』 労働法令協会 1958年7月 P153～158
23. 町田市教育委員会『町田市教育史(下巻)』 1990年 P172
24. 墨田区教育委員会『墨田区教育史』 1986年 P959

25. 三鷹市教育委員会『三鷹市教育史（通史編）』 1992年 P633
26. 今村旬之介「青年学級と職業訓練の連携の歩み」『日本社会教育学会紀要』（32）  
1996年 P 5～6
27. 『東京都公報』（382） 1948年10月14日
28. 『東京都公報』 1952年11月1日（号外4）
29. 日本労働研究機構『企業内における技能者の能力開発に関する実態分析～企業内職業能力開発短期大学校の実態～』 1994年 P50～51